

令和8年度門真市時間貸介護タクシー借上仕様書

- 1 業務内容 門真市時間貸介護タクシー借上
- 2 配車場所 門真市障がい福祉課が指定する配車場所
- 3 借上期間 契約締結日から令和9年3月31日まで（土・日及び祝日を含む。）
- 4 利用時間
 - (1) 午前7時から午後7時までの30分単位
 - (2) 利用時間外に介護タクシーを借上する必要がある場合は、発注者及び受注者双方で利用時間外の借上について別途協議する。
- 5 配車日 随時（原則、利用の3日前までに連絡する。ただし、緊急時は別途協議する。）
- 6 配車台数 大型車（電動車いす等が乗降できるリフト付きのもの。） 1～2台
- 7 借上料について
 - (1) 利用時間を超過した場合は、30分単位で加算する。
 - (2) 有料道路利用料及び駐車料が生じた場合は、特別の事情を除き発注者が負担する。
 - (3) 配車時間に30分未満の端数がある場合は30分に、30分を超える端数がある場合は1時間に切上げして利用時間を計算する。
 - (4) 利用時間外の料金は契約金額を基本として算出した金額を加算して受注者に支払うものとする。ただし、利用時間帯により別途費用が生じる場合は、発注者及び受注者双方で確認した上で請求することができる。
 - (5) その他、運行に関して生じた費用で、発注者から承認を得たもの。
- 8 その他
 - (1) 運行ダイヤ及び運行経路については、配車当日までに障がい福祉課と打合せを行うこと。
 - (2) その日の運行終了後、運転日報を障がい福祉課に届出し、承認印を受けること。（自由様式）
 - (3) 起点（配車先）が他都道府県のため、貴事業者へ依頼すると賃貸借料が高額になると見込まれる場合は、協議の上、他都道府県下の事業者への依頼を可能とする。
 - (4) 別記「個人情報等取扱特記事項」を遵守すること。
 - (5) その他運行に関して関係法令等を遵守すること。
 - (6) 本仕様書に定めのない事項については、発注者及び受注者双方協議の上決定する。
- 9 支払方法 各業務毎の完了払